

余裕期間制度（フレックス方式）に係るQ&A

Q1 余裕期間とは、どのような期間ですか。

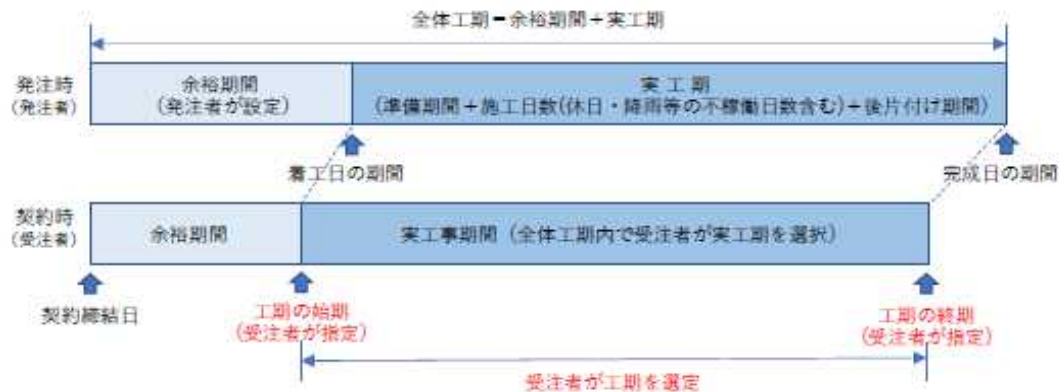
A1 余裕期間とは、契約締結日から工期の始期日の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間です。

なお、松江市が発注する工事の余裕期間は、実工期の30%を超えず、かつ60日を超えない範囲で設定します。

Q2 フレックス方式とは、どのようなものですか。

A2 通常工事の場合、発注者が示す工期は、準備期間及び施工日数、後片付け期間の合計で算出していますが、フレックス方式では、これに余裕期間を加えて全体工期を設定しています。発注者が示した全体工期の中で、受注者が工期の始期及び終期を任意で決定する方法です。

□余裕期間制度（フレックス方式）イメージ図



Q3 受注者の都合により、余裕期間をとらないことはできますか。

A3 工期の始期日は、受注者が余裕期間内で任意に指定できますので、余裕期間をとらないことも可能です。

この場合、契約書上の着工日は、通常工事と同様に、契約締結日の翌日とします。

Q4 契約保証の期間は契約締結日から対象になりますか。

A4 契約保証の期間は、工期の始期日に関係なく通常の工事と同様に、契約締結日を含み対象となります。（契約保証の期間：契約締結日から「工期通知書」記載の工期の終期日まで）

Q5 契約締結後に工期の始期日を変更することはできますか。

A5 可能です。ただし、契約工期を変更することになりますので、余裕期間内で改めて工期の始期日を選定し、変更理由を明示した上「工事打合せ簿」により監督員と協議してください。（別途、松江市建設工事請負契約約款第24条に基づく、変更協議も必要です。）

Q 6 通常、様々な理由により工期を延長することがあります。余裕期間設定工事であっても、工期の始期日後に工期の終期日を変更することは可能ですか。

A 6 一般的な工事と同様に、変更は可能です。

Q 7 余裕期間内にできること、できないことは何ですか。

A 7 余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備は行うことができますが、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置が必要な作業はできません。また、工事着手にあたる作業や工事着手後に行う作業はできません。具体的には、以下の例をご参照ください。

【余裕期間内にできる作業の例】

- ・労働者の確保
- ・現場に搬入しない資材の準備（元請として技術的な管理が必要な工場製作は除く）
- ・現場の下見 ※具体的にはQ 8を参照
- ・工事看板等の作成
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

【余裕期間内にできない作業の例】

- ・現場事務所の設置
- ・工事看板等の設置
- ・現地測量
- ・現場での埋設物調査、試掘
- ・支障物件の撤去
- ・樹木伐採、除草
- ・工場製作工
- ・現場への資機材の搬入
- ・発注者（監督員を含む）との協議
- ・交通管理者との協議
- ・埋設企業者との協議
- ・近隣住民（自治会等を含む）等との調整
- ・工事のお知らせの配布
- ・工事写真の撮影
- ・施工計画書の作成
- ・仮設工事
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

Q 8 余裕期間内に、下見等のため現場への立ち入りはできますか。

A 8 準備行為にあたる作業はできませんが、準備行為にあたらない下見は可能です。工事の準備行為にあたらない現場の下見については、工期の始期日の前日までの間は、発注者と相談の上行ってください。

Q 9 余裕期間内に行える関係者協議と、行えない関係者協議の違いは何ですか。

A 9 労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備など、余裕期間内に行えることに関係した調整に必要な協議は可能ですが、A7【余裕期間内にできない作業の例】に係る協議については、工期の始期日以降に行う必要があります。

Q10 余裕期間内に労働者の確保ができるとありますが、下請契約はできますか。

A10 施工体制確保のために、余裕期間内に下請契約はできます。

Q11 余裕期間内の現場の管理は、誰が行いますか。

A11 余裕期間内の現場の管理は発注者が行います。受注者の現場管理は、工期の始期日から発生します。

Q12 余裕期間と準備期間の関係は。

A12 余裕期間は、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などを確保できるようにすることで、受注者の観点から平準化を図ることを目的に設定するものです。

一方、準備期間は、実工期の一部であり、工種区分を踏まえて設定します。

Q13 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は、いつ配置しなければいけませんか。

A13 余裕期間は、工期外であるため、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。（＝現場着手してはならない期間です。）工期の始期日から配置が必要です。

Q14 現場代理人の常駐及び技術者等の専任を要する工事であっても、余裕期間中は他の工事に従事することができますか。

A14 現場代理人の常駐及び技術者等の専任を要する工事であっても、余裕期間中は配置を要しませんので、契約中の他の工事に従事することができます。

Q15 契約中の他の工事の完成を見込んで余裕期間設定工事の入札に参加申請する場合、万が一、前の工事が予定通り完成せず、配置予定技術者を工期の始期日から配置することができなくなる可能性がある場合はどうしたらいいですか。

A15 通常の工事と同様に、競争参加資格確認申請書を提出する時に、他の工事に従事中の場合等、配置技術者を工期の始期日に配置できない可能性がある場合には複数の候補者の配置技術者届を提出することができます。また、Q5に該当する場合は、工期の始期日の変更による対応も可能です。

Q16 配置予定技術者が、他の工事に専任で従事している場合、他の工事の工期が当該工事の余裕期間と重複していてもよいですか。

A16 配置予定技術者が、他の工事に専任で従事している場合、他の工事の工期末が余裕期間に重複していても問題はありませんが、当該工事の工期の始期日までに、他の工事の竣工検査が終わっていることが必要です。※ただし、当該工事及び他の工事間で兼務の承認を受けている場合は、この限りではありません。

また、他の工事の現場代理人として常駐している場合も同様の取扱いとします。

Q17 コリンズはいつまでに登録すればよいですか。また、登録する工期や技術者の従事期間は、どの期間で登録すればよいですか。

A17 コリンズ登録は、島根県公共工事共通仕様書に基づき、契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除き10日以内に登録してください。期間は、下記のとおり登録してください。

□契約工期

開始年月日 全体工期の始期（契約締結日）を入力してください。

完了年月日 施工条件書に記載した、全体工期の終期を入力してください。

余裕期間の有無 チェックを入れてください。

□実工期

開始年月日 工期の始期日（契約書に記載する着工日）を入力してください。

完了年月日 工期の終期日（契約書に記載する完成日）を入力してください。

□技術者情報入力（従事期間）

開始年月日 工期の始期日（契約書に記載する着工日）を入力してください。

完了年月日 工期の終期日（契約書に記載する完成日）を入力してください。

Q18 契約保証の手続きに変更はありますか。

A18 余裕期間設定工事においても、通常の工事と同様に、契約締結時には履行保証保険証券等の提出が必要です。保証期間は、契約締結日から「工期通知書」記載の工期の終期日までとしてください。

なお、保険会社により取扱いが異なる場合もありますので、詳しくは保証契約を予定している保証会社にご確認ください。

Q19 前払金の請求はいつから可能ですか。

A19 工期の始期日以降でなければ請求することはできません。

Q20 中間前払金の支払い要件である「工期の2分の1」の「工期」には余裕期間は含まれますか。

A20 含まれません。

Q21 余裕期間制度には、技術者の配置に関するもののほかに、受注者にどのようなメリットがありますか。

A21 主に、下記のようなメリットが考えられます。

・全体工期内で受注者が実工事期間を設定できることから、受注者の体制に合った工期設定が可能。

・配置技術者の専任配置が必要な工事において、配置時期の調整が可能。

・受注者が手持ち工事の状況等を考慮した始期の指定を行えることから、施工時期の平準化が可能。

・実工事期間を長くとることで、休日の確保が可能。

・材料手配の困難が想定される工事について、資材準備期間の確保が可能。